

## 【奨学金】適格認定の対象者へ

日本学生支援機構の奨学金の受給者で、今年度の卒業生以外の方は、適格認定の手続きが必要になります。

下記「適格認定の手続き（給付奨学金）」と「適格認定の手続き（貸与奨学金）」のパワーポイントのいずれか、もしくは両方を参照し、所定の手続きを行ってください。

対象者にはクラスで担任から書類をお渡ししています。

入力期限は2月13日（日）、書類提出期限は2月14日（月）です（書類提出が必要なのは貸与奨学金の受給者のみ）。未提出の場合、奨学金は「廃止」となり、奨学生としての資格を失います。

不明点は学校事務室の奨学金担当までお問い合わせください。

### 《備考》

- ・ 貸与奨学金と給付奨学金の両方を受給している方は、両方の手続きが必要です。
- ・ 給付奨学金の受給者で、区分変更により給付月額が0円になっている（「休・停止中」になっている）場合でも手続きが必要です。
- ・ 第一種貸与奨学金の受給者で、給付奨学金との併給のため貸与月額が0円になっている場合（併給調整）でも手続きが必要です。
- ・ 今年度に自動車整備科を卒業して、来年度から上級課程へ進学する方は手続き不要です。
- ・ 東京都育英資金奨学金、留学生向け奨学金を利用している方は手続き不要です。
- ・ 来年度の受給を辞退する場合は、辞退する旨の入力が必要です。